

「特集」後期高齢者医療制度は廃止しかない

広域連合議会議員レポート

# 広域連合議会も変化、 保険料据え置きへ（大分県）

党大分市議

福間健治



二〇〇八年四月一日からの後期高齢者医療制度の実施にともない、後期高齢者医療制度の運営をおこなう大分県後期高齢者医療広域連合議会（以下、県広域連合議会）が設置されました。

た。昨年八月の総選挙による新政権発足後のとりくみについて、報告します。

## 新政権への意見書を 全員一致で採択

県広域連合議会は、県下市町村議会から選出された二十六人の議員で構成されることになりました。党議員は発足時から私をふくめ三人が議席（現在は、私と大谷敏彰日田市議、高司政文佐伯市議）をもち、「制度廃止」、「制度改善」の論戦とともに、住民運動を促進する役割を果たしてきました。

広域連合議会では、これまで、党議員を除く二十三人の議員は予算・決算のすべてに意見もいわず、オール賛成してきました。また、党議員が提案した条例改定案、後期高齢者医療制度改善を求める請願には、すべて反対してき

ました。ところが、昨年十一月の第二回定例議会では、議会運営委員メンバー三人の提案により意見書案が出されました（この意見書案提出については、事前に議長より党議員に相談があり、賛同する旨を伝えていました）。

党議員が新しい高齢者医療制度に関する意見書（案）の真意についてただしたのに対し、議会運営委員会委員長は、

①新たな制度設計の全体像を少し、移行段階における日程をあきらかにする上で、円滑な新制度

への移行をおこなない、医療制度に対する国民の信頼と安心を高めるとともに、制度移行に必要な財源については、国民または地方への新たな負担を強いることなく、全国において負担することなく、額国において負担することなく、

②運営主体である広域連合、市区町村との開かれた議論をおこなう、その意見を十分に尊重すること。

③現場に混乱を生じないように配慮すること、

を踏まえたものと答弁しました。

意見書は、「県広域連合議会と

しては、被保険者が混乱せず、安定した医療供給がされ、そして、いつでもどこでも安心して医療が受けられる制度となるよう、併せて、国及び県の人的、財政的支援を強く要望します」と明記され、全議員一致で採択されました。自

民・公明政権のときには、考えられなかった大きな変化です。昨年の総選挙で自民・公明政権を退場させた「国民が主人公」の政治への県民の摸索と探求の第一歩として受け止めています。

### 制度の廃止、保険料値下げなど粘り強く論戦

広域連合議会運営委員会では、議会運営については、各議員の議案質疑三十分、一般質問三十分の質問時間をかち取りました。党議員は、質問時間を活用して論戦をリードしてきました。広域連合議会発足後、共産党議員以外に質疑・一般質問に立ったのは、社会

民主党の議員がただ一人、一回のみです。

### ●制度の実態、弊害をあきらかにする

新政権の「後期高齢者医療制度」にたいする基本姿勢について、○九年十一月議会で、新政権の選挙公約からするなら同制度廃止の先延ばしではなく、後期高齢者制度を廃止し、元の老人保健制度に戻す法案こそ国会に提出すべきであること、二〇一〇年二月議会で、「制度廃止まで四年も待てない」との声がひろがっている、後期高齢者医療制度は即時廃止をし元の老人保健制度に戻すこと、などを主張してきました。

また、二月議会では、「姥捨て制度」と批判が集中していた「終末期相談支援料」、「包括診療」は凍結されたが、保険料の滞納者は全国二十八万人にものぼっていること、家族の被扶養者で保険料を納めていなかった人、収入ゼロの高齢者からも保険料をとりたて、

生存権を脅かすものであること、政府は、医療療養病床の削減は二十五万床から十五万床への計画を二十二万床にとどめるとしているが、介護療養病床は十三万床からゼロにする方針は変えておらず、公約違反である、などの問題点を指摘しました。

さらに高齢者の保険料は据え置きされても、ほかの医療保険からの「支援金」は増額されることや、入院が九十日をこえると診療報酬が大幅に激減される「後期高齢者特定入院基本料」の仕組みを○八年十月から認知症や脳卒中に拡大したうえ、全年齢に拡大しようとしているなど、制度の存続そのものが、痛み・苦しみを増幅させるものであり、いま国民がもてるもの政治の使命は、「構造改革」路線の傷跡を癒すことだと、差別医療制度の即時廃止を繰り返し主張してきました。

これに対して広域連合事務局の答弁は、「高齢者、現役世代の納得できる制度となるよう改革会議

の検討の推移を見守っていく」、「老人保健制度に戻す場合、システムの改修や被保険者情報の移管等に二年の期間と多額の経費を要することになる。新しい高齢者医療制度を検討・実施する場合と、施行時期はほとんど変わらない。いちばん大きな問題は、当事者である被保険者が医療制度への不信感を抱き、大きな混乱を生じることだと、国追隨の姿勢に終始しています。

### ●剰余金・財政安定化基金の活用

昨年の十一月第二回定例会で、新年度予算編成について、○八年度の歳入歳出決算では、四十億四千三百十一万円の大幅な黒字（うち、○九年度に国・県・支払基金償還金十六億四千九百六十七千円となっているため、純繰越額は、二十三億六千二百四十四万三千円）となっています。これを活用して、制度廃止までの間、被保険者の負担軽減等の施策を拡充す

ることをもめてきました。

一般会計は、六千八百二十一万八千円の黒字で、〇八年度に予定していた高額介護合算等の計算業務電算システムサーバー増設委託予算三千五百五十万円が執行できなかったために、〇九年度に使えるよう「繰越明許費」(\*)として議会承認をうけ、残り三千六百七十一万円は次年度へ繰り越ししました。

特別会計は、〇八年、〇九年度保険料算定の基礎としてもちいた過去三年間の老人医療費一人当たりの平均給付費の伸び率四・〇％により、八十九万二千七百十九円と算定していますが、〇八年度の一人当たりの給付費の実績が八十五万六千五百五十五円となったことから、結果的に療養諸費が少なくなりました。市町村保険料負担等は、制度上の仕組みにより、「〇八年度に剰余金が生じた」と説明があり、そのうえで、「新年度の施策に生かす。保険料上昇抑制に使用したい」との答弁を引き出しま

した。(一般会計は、広域連合事務局や広域連合議会を運営する歳入歳出予算。特別会計予算は、後期高齢者医療給付をおこなうための歳入歳出予算)

そして今年二月の第一回定例会では、保険税率の改定が提案され、剰余金見込み二十五億五千七百九十七万三千九百三円のうち、二十三億六千二百五十六万四千元を充当し、均等割り四万七千七百円、所得割八・七八％に据え置くことが決定されました(保険料不均一賦課の姫島村を除く)。

これに対して、私は、剰余金の発生は医療諸費約十七億円、高額医療費約五億五千万円などとなっており、受診抑制が働いた結果だと指摘し、「残りの剰余金や財政安定化基金を使い、所得割、均等割りを引き下げること、低所得者に配慮した引き下げを」と迫りました。

当局の答弁は、「財政安定化基金は平成二十四年度の保険料抑制の財源として留保する。また剰余

金の残額については、医療費の支出の増加に対応するための財源として確保する必要がある」と、保険料引き下げに否定的姿勢にとどまっています。

\*予算成立後のなんらかの理由で、その年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、議会の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用できるようにする予算

### ●国・県の負担増額を

いま、健康保険被保険者の保険料引き上げ、市町村では国保税率改定に後期高齢者医療制度支援金の増額が検討され、市町村議会に提案されようとしています。大分市においても、国保税率改定が予定されていますが、後期高齢者支援金も、率は据え置いても、最高限度額の引き上げがおこなわれようとしています。後期高齢者医療制度の存続が新たな負担の根源となり、一刻も早い廃止が必要で

全国の高齢者のいのちと健康を守るべき医療制度に差別をもちこみ、国の負担は十二分の三(調整交付金を除く)、県十二分の一とあまりにも少なすぎます。制度の即時廃止を求めながら、高齢者の負担増を回避し、不安解消のための当面の対策として、国・県の負担率の引き上げを要求していくことは、緊急の課題となつています。

### ●広域化の流れにストップを

制度の二〇一二年末廃止、二〇一三年から新制度施行の検討にあたって、後期高齢者医療改革会議は下記の六点の基本方向をしめています。

- ①後期高齢者医療は廃止する、
- ②地域保険としての一元の運用、
- ③年齢区別問題を解決する、
- ④国保の負担増に十分配慮する、
- ⑤保険料高騰配慮、公平性確保、
- ⑥国保の広域化につながる見直しに配慮する、としています。

私たちはこれに対して県広域連

合議会として「地域保険としての一元的運用」、「市町村国保の広域化につながる見直し」ではなく、検討にあたっては利用者の立場から「身近な市町村単位を原則」にすることを要求せよ、と求めてきました。

当局の答弁は、「被保険者等に不安や混乱を招くことのないように、幅広い国民の納得と信頼の得られる新たな制度が設計されるよう必要に応じて要求していく。国民的理解の得られる制度構築にむけ改革会議の動向を注視する」との姿勢を繰り返すだけです。

### 安心して利用できる 医療制度を

#### ●医療費適正化計画の撤回を

後期高齢者医療制度とともに実施に移されている療養病床から老人保健施設などへの転換、平均在院日数削減などの計画はただちに

中止する、ことも要求してきました。

県の医療費適正化計画で「ベッドがある入院費用がかさむ」として導入された療養病床の削減目標三千六十床に対して、二千七百二十六床とすでに四百三十四床が減らされており、一方、特別養護老人ホームは七十九カ所、入所定員五千二十五人で、待機者が四千二百九十七人にのぼり、医療・介護施設の深刻な状況を指摘しました。また、有料老人ホームは調査によると、百五十八カ所、四千人が入居し、未届け施設は九カ所となつてい

ることなどを示しながら、病床削減計画の撤回を再三せまりました。

当局の答弁は「介護療養病床については、国は平成二十三年度末全廃方針は凍結したい、としていく。また、国の動向を注視して

ついでの方について取り組みをおこなっているの、県の適切な対応に期待したい」との姿勢を

繰り返すだけでした。発行は許していません。

#### ●葬祭費未申請をなくせ

大分県広域連合では、死亡時には二万円の葬祭費が支給される規定となつていますが、昨年十一月の広域連合議会で、未申請が千七百七十三件（約二割）あることがあきらかになり、その改善方を要求してきました。当局は、葬祭をおこなった方が特定しづらい現状があり、勧奨はなかなか難しい」との答弁をしていましたが、その後、市町村との連携もあり、未申請は八%となり、一定の改善がおこなわれました。

#### ●資格証明書発行はゼロ世帯

短期保険証、資格証明書の制裁措置はやめるよう、繰り返し要求してきました。昨年十一月段階では、短期保険証の発行予定は三十人

と報告していましたが、二〇一〇年二月の第一回定例会議案説明では二人と報告がありました。これまでのところ、資格証明書の

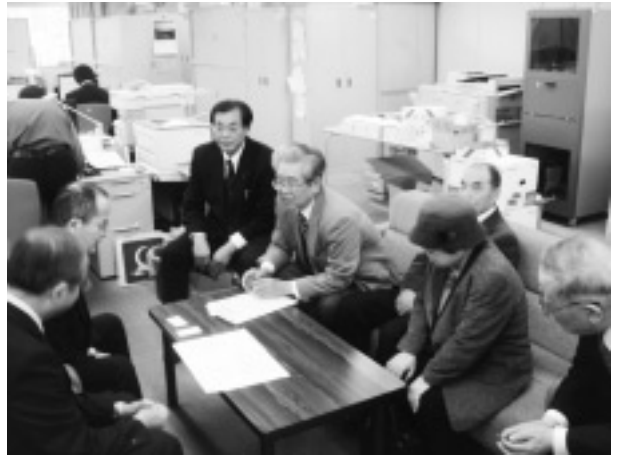
#### ●針灸・マッサージへの独自助成を

県後期高齢者医療における針灸・マッサージの利用は、一人あたり年〇・二四件、一件あたりの保険者負担額は九千六百五十円、被

保険者の一部負担は千九百九十円となつています。大分県内十四市の針灸・マッサージ助成は、回数も助成金額もまちまちです。市町村施策に上乘せする対策をとり、どの市でも平等に利用できる施策として改善をするよう要望してきました。

また、要綱として整備された（窓口）一部負担金の減額・免除制度を利用しやすいものに改善すること、健康診査の受診率が一八・六一%にとどまっていることから、受診率向上対策、検診項目の充実などを要求してきました。

今後も制度の即時廃止を求めながら、高齢者・家族の声を代弁し、広域連合議会での論戦をすす



年金者組合とともに申し入れ

めていきたいと考えています。

## 廃止をめざす世論と運動の 新たな広がりに

民主党は後期高齢者医療制度について廃止を公約していたのに、制度は二〇一二年度をもつて廃止し、二〇一三年度から新制度へと「制度廃止」先送りの姿勢に、新たな怒りが広がっています。

めています。

全日本年金者組合大分県本部は、「3・19、後期高齢者即時廃止全国統一行動」の一環として集会を開き、大分市、別府市、竹田市などから組合員が参加し、後期高齢者医療制度の即時廃止のとりくみについて交流するとともに、今後の活動の強化を申し合わせました。日田市は、独自で集会をもち、成功させました。集会後、後期高齢者医療制度即時廃止の集会

す。

「世界に例のない差別医療は即時廃止しかない」、「これ以上の保険料負担は耐えられない」、「制度が始まり受診を控えている」、「介護療養病床から追い出され、いくところがない」、「在宅の主人の介護でくたくたです」など、高齢者・家族の切実な不安・不満の声があがっています。こうしたなかで、関係諸団体の「後期医療即時廃止」の運動が新たに展開をはじめ

決議文を大分県広域連合議会に申し入れました。

また第一回定例議会には、「後期高齢者医療制度の改善を求める請願」を提出しました。①保険料の引き上げはおこなわないこと、②低所得者の減免を手厚くすること、③保険証のとりあげ、資格証明書の発行中止、を求め、私が紹介議員となりました。

この請願は、第一回定例議会中休憩をとり、議会運営委員会で審議され、不採択となりました。しかし、私の請願不採択に対する反対討論の後の採決では、党議員三人をふくめ、七人の議員が請願不採択に反対の態度を表明しました。これもかつてなかったことです。

大分県社会保障推進協議会では、「構造改革」路線の傷跡をただすために、後期高齢者医療制度廃止、介護保険制度改善、診療報酬引き上げ、障害者施策の拡充など、社会保障制度全体の改善を求める緊急集会を三月七日に予定し、そのとりくみを強めています。

す。

私が会長を務めている、大分生活と健康守る会では、毎月二十五日前後に、憲法二十五条を守る街頭宣伝署名活動を〇七年夏から開始し、三十分の宣伝行動ですが、最近の後期高齢者医療即時廃止を求める署名は、五十筆から六十筆が寄せられており、世論の大きさを実感しています。

第二十五回党大会決定は、「過渡的な情勢」のもとでの日本共産党の三つの任務をあきらかにしています。日本の政治が「二つの異常」から抜け出す力を、国民の間にかにつくりあげていくのか、その自覚と力量の前進を後押しし、促進するため活動が強く求められています。来る参議院選挙に向け、後期高齢者医療制度即時廃止し、安心できる医療制度を求め、世論と運動の先頭に立ち、有権者過半数との対話をすすめながら、党躍進の大きなうねりをつくるために、全力をつくす決意です。

(ふくま・けんじ)